

## 介護職員の宿舎施設整備事業に係るQ &amp; A

協議申請前の補助要件の確認や、実際に宿舎整備を完了した後の運用方法の確認等としてご活用ください。

番号	内容区分	質問	回答
1	対象職員	介護職員以外の職員（医師、施設長、看護職員、リハビリ専門職員、事務職員等）を入居させてもよいか。	補助対象施設に勤務する職員であれば、職種は問わず、幅広く対象となるため、入居させてよい。
2	対象職員	外国人が入居しないと、補助対象とならないのか。	外国人が入居しなくても補助対象となる。 ①日本人のみ、②外国人のみ、③日本人と外国人の両方、のいずれの場合も補助対象となる。
3	助成配分基準	介護職員1定員当たりの延べ床面積33㎡を基準とするがあるが、「建物延床面積÷定員数」の数値が33㎡以上あれば補助対象となるということか。	介護職員1定員当たりの延べ床面積33㎡は基準（最大）であり、33㎡以下の宿舎整備を妨げるものではない。 また、33㎡を超える宿舎整備も妨げないが、この場合、33㎡分が補助対象となり、33㎡を超える部分は補助対象外である。
4	家賃設定	宿舎の家賃設定について、具体的に補助の上限額・下限額があるのか。職員へ無償貸し付けは可能か。 また、宿舎と同程度の建物が近傍にない場合は、どう比較するのか。 さらに、どの程度の期間、低廉家賃を継続すればよいのか。	地域により家賃は様々であることから、上限額・下限額は設定しない。無償貸し付けも可能である。 また、近傍とは、原則として本事業で整備する宿舎の所在する市区町村内の地域内としているが、市町村内に近い建物がいない場合は、宿舎の所在地に最も近い別の市町村内の類似の建物と比較する。 なお、低廉家賃の要件は、永続的に満たすことが必要である。
5	設置場所	宿舎と補助対象施設の場所に関して、異なる都道府県に宿舎を整備することも可能か。	宿舎の設置場所に限定はないため、可能である。 この場合の補助主体は、宿舎の所在地ではなく、補助対象施設の所在地を管轄する都道府県となる。（埼玉県の補助を受けて整備した宿舎に居住する職員等が別都道府県の補助対象種別の施設に勤務することになる場合、事前に埼玉県に相談すること。）
6	整備方法	借地上に建物を建築する場合も補助対象か。	補助対象である。
7	整備方法	複数の補助対象施設を運営する法人（特別養護老人ホームと認知症高齢者グループホームなど）が1つの宿舎を整備することも可能か。	効率的な整備方法であり、可能である。
8	整備方法	2つの法人が共同で1つの宿舎を整備する場合、補助対象か。	対象として差し支えない。 なお、設置費負担等については事業者間で充分協議すること。
9	整備方法	①補助対象施設（特別養護老人ホーム等）の一部を宿舎に改修する場合、②既存建物の買収のみする場合、③既存建物を買収した上で、当該建物改修する場合、④既存建物の賃貸（リース契約）の場合、について補助対象となるか。	①補助対象となる。 ②既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合には、補助対象となる。 ③上記と同様に認められる場合には買収費と当該建物の改修費の両方も対象となる。 ④施設整備費であるため、資産が形成されない賃貸（リース契約）による既存建物の活用は補助対象とならない。
10	上限額・下限額	補助率が総事業費の1/3であるが、補助の上限額・下限額は設けないのか。	地域の実情（空き家やアパートの空き状況等）や利用者のニーズ（戸建て又はシェアハウス等）に応じて柔軟に整備できるよう、上限額・下限額は設けない。 なお、介護職員1定員当たりの延べ床面積が33㎡を超える場合、33㎡分が補助対象となり、33㎡を超える部分は補助対象外である。
11	対象施設	補助対象施設を限定する理由は何か。	介護離職ゼロの実現に向けて、当該対象サービスに勤務する職員を確保しやすくすることを目的とするものであるため。
12	定員規模	特別養護老人ホーム（補助対象施設）とデイサービス・ショートステイ（補助対象外施設）を運営する法人が、1つの宿舎を整備する場合、どの職員数分が補助対象になるか。定員規模に上限はないのか。	具体的なステップは以下のとおり。 ①補助対象施設を運営している法人である。 ②宿舎の定員規模を決める。（定員規模は問わないが、最大で補助対象施設（建築中のものを含む。）の職員数分に限り補助対象となる（※）） ③宿舎を整備する。（1定員当たり33㎡以下が助成配分基準） ④整備した宿舎のうち、補助を受けた定員部分は、人事異動（夜勤がないデイサービスの職員として訓練した後、夜勤がある特別養護老人ホームの職員へ異動する等）があることも想定されるため、2割以内において、デイサービス等の補助対象施設以外の職員の利用することもできる。 ※ 理論上、最大で補助対象施設の全ての職員数分の定員規模の宿舎を整備でき得ることとなるが、整備した宿舎の利用が低調であることにより会計検査院等から指摘を受けるといったことがないよう、整備に当たっては、地域の利用ニーズを確認した上で、必要となる職員数や今後の入居見通し等について十分に精査を行うこと。

番号	内容区分	質問	回答
13	定員規模	介護職員が、例えば、特別養護老人ホーム（補助対象施設）とショートステイ（補助対象外施設）を兼務する場合は、職員数を算定する（上記回答の②）際に按分する必要があるか。	兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により当該職員数を特別養護老人ホームとショートステイに割り振った上で、特別養護老人ホームについての職員数を算出することが必要である。
14	財産処分	補助を受けて整備した宿舎について、補助対象施設以外に勤務する職員が利用している場合や本来対象とならない職員が利用する場合には、財産処分の手続きが必要となるという理解でよいか。	当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等や補助対象施設以外の介護保険関連施設・事業所に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えないこととしているが、この範囲を越える場合は、財産処分に該当し、手続きは必要である。
15	財産処分	整備した宿舎の家賃収入については財産処分の対象となるか。	財産処分とは、補助金等の交付を受けて取得又は効用の増加した財産を補助金等の <u>交付の目的に反して</u> 使用、譲渡、交換、貸し付け、担保又は取り壊すこと等をいう。 整備した宿舎はそもそも貸し付けを前提としていることから、家賃収入を得ることは交付の目的に反しておらず、財産処分に該当せず、手続きは不要である。
16	財産処分	補助金等を受けて整備した既存の介護施設等（認知症高齢者グループホーム等）やその一部を宿舎に転用したい場合、補助金の返還が必要となるか。	現行の規定の下記の財産処分に該当すると解釈できるため、手続きは必要であるが、補助金の返還は不要である。（県補助金の財産処分に係る取扱いについても下記「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の取扱いに準ずることとされている） 【厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について】（抄） （平成20年4月17日付老発第0417001号厚生労働省老健局長通知）厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（別添1）第3の2（1）②ア 別表「その他厚生労働省所管の補助金等（運営費補助金等を含む。）の対象となる事業など上記に準じるものとして、厚生労働大臣、地方厚生（支）局長又は都道府県労働局長が個別に認めるもの」
17	事業窓口	事業窓口は、宿舎の所在地で判断するのか。	補助主体は、宿舎の所在地ではなく、補助対象施設の所在地を管轄する都道府県となる。 （なお、Q7・8のような整備方法であって、補助対象施設の所在地が都道府県域を跨がる場合は、主たる補助対象施設1つを選定することになる。）
18	遡及適用	既に宿舎建設に着手している介護事業者も補助対象とならないか。	施設整備費は交付決定前に着工することはできないため、遡及適用はできず、補助対象外である。
19	税制措置	社会福祉法人が設置する特別養護老人ホーム等の場合、固定資産税が非課税であるが、当該者が整備する宿舎についてはどうなるのか。	課税される。
<p>注）政府をあげて取り組んでいる「介護離職ゼロ」とは 2015年度から2020年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、介護施設、在宅サービス（※）及びサービス付き高齢者向け住宅の整備量を約50万人分以上拡大すること。（以下「介護離職ゼロ」という。） ※ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス（特定施設入居者生活介護）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（契約により利用できる24時間365日対応のサービスを選定。以下「介護離職ゼロ対象サービス」という。）（地域医療介護総合確保基金の活用により施設整備費や開設準備経費等を支援）</p>			